操作マニュアル C
 トレーニング C

 FAQ・お問い合わせ C
 講習会情報 C

用語集 じトレーニング 🗹

文字サイズ 普通 大 特大

杉尾 大地 事業者:株式会社プレック研究所



契約業務トップ > 契約業務 > 案件検索

契約業務

案件検索

契約案件登録

契約番号: 560888

必須 : 入力必須項目

◆ 契約情報設定

契約案件名称	令和6年度環境影響評価制度最適化調查業務 [総合評価落札方式]			
契約文書番号	統括官GR6-27			
契約種類	請負	契約期間区分	単年度	
契約期間	令和06年04月01日~ 令和07年03月31日	契約締結日	令和06年04月01日	
契約締結年度	令和06年度			
契約書の種類	契約書	契約締結文書媒体	電子	
入札方式	一般競争入札・総合評価			
契約方法	確定契約	契約金額単位	総価契約	
支払方式	通常払	支払単位	一括払	
支払回数	10			
契約金額 (税抜き)	22,000,000円	税区分	課税	
税額編集有無	無	税額	2,200,000円	
落札日	令和06年02月29日			

◆ 契約組織情報設定

▶ 発注機関

発注機関	主管	官署名称	府省等名称
発注機関1	0	環境省大臣官房	環境省

▶ 受注事業者

受注事業者	主管	商号又は名称	システム利用種別	事業者ID
受注事業者1	0	株式会社プレック研究所	ICカード	2135

◆ 契約者情報設定

▶ 発注機関

呼称	発注機関	官職名	官名	氏名	電話番号
甲	発注機関1	支出負担行為担当官	環境省大臣官房会計課長	熊倉 基之	

▶ 受注事業者

呼称	受注事業者	商号又は名称	利用者種別	役職名	氏名	住所	電話番号
Z	受注事業者1	株式会社プレック研究所	代表者	代表取締役社長	杉尾 大地	〒102-0083 東京都千代田区麹町三丁目 7 番地 6	0352261102

◆ 契約書固有情報設定

参照

戻る

一時保存

官側送信

	締結する。
仕様	仕様書及び提案書のとおり
納入期限	令和07年03月31日
請負契約期間	令和06年04月01日 ~令和07年03月31日
納入・履行場所	環境省
契約条項	第1条 乙は、別添の仕様書及び提案書に届づき業務を行うものとする。 (契約金額) 第2条 契約金額は金24,200,00円 とする。 (契約金額) 第2条 契約金額は金24,200,00円 とする。 (展行期限及び納入場所は次のとおりとする。 (展行期限及び納入場所は次のとおりとする。 (展行期限及び納入場所は次のとおりとする。 展行期限及び納入場所は次のとおりとする。 展行期限及び納入場所は次のとおりとする。 展行期限及び納入場所は次のとおりとする。 (周委任等の制限) 第3条 展行期限及び場入場所は次のとおりとする。 (周委任等の制限) 第3条 乙は、業務の収録を他人(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)である場合をむ、)に委託し、又は議付負わせてはならない。但し、書面により申の承諾を得たときはこの限りではない。 (信留) 第6条 乙は、甲の局形器官により業務を行うものとする。 (機置及び内護し) 第7条 乙は、東級の全部を完了したときは業務終了報告書を作成し、その旨を書面により申に達知しなければならない。 2 早島・勝項の通知を受けたときは、その日から10日以外に検査を行い、検査に合格した後、乙が凝果物の月度しを申出たときは、目にその時間と受けなければならない。 3 乙は、前原の連盟を受けたときは、その日から10日以外に検査を行い、検査に合格した後、乙が凝果物の月度しを申出たときは、目にその時間と受けなければならない。 3 乙は、前房の連盟を受けたときは、その日から10日以外に検査を行いにおいては、前項の期間は甲が乙が検剤を終了した日の通知を受けたとさは、その日から起算する。 (契約金額の支払い) 第3条 乙は、前条第2項の検索に合格したときは、契約金額(この契約の締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額以下同じ、)の支払いを請求するもとする。 2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算する。 (契約金額の支払い、定託)前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算する。 (契約金額の支払、近期間所内に契約金額を支払したことが、天地を等申の費に帰すことのできない事由によるときは、当該の理能する即間は、遅延利息の算正日数に買入しないものとする。 (仕様書等の変更) 第10条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を2に通知して、七様書等を変更することができる。この場合においず中は、必要があると認められるときは同行期間看しくは契約金額を変更し、又は乙に指書を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければない。 (実務の中止)

- 三 乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正行為を行い、又は監督官等の職務の執行を妨げたとき
- 四 履行期限内に業務終了報告書の提出がなかったとき。
- 2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。
- 一 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- □ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。□ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力
- し、若しくは関与しているとき。 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。
- 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(再受任者等に関する契約解除)

第13条 乙は、契約後に再受任者等(再受任者及び共同事業実施協力者並びに乙、共同事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が第12条第2項及び第3項の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(違約金等

第14条 甲が第12条又は前条第2項の規定により契約の全部又は一部を解除した場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する額を 違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 次に掲げる者が契約を解除した場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

- 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者 等
- 3 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として 甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3 条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命 令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を 含む。)。
- 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である 事業者団体(以下「乙等」という。) に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないとき は、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、 この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反 する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙 に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 四 この契約に関し、乙 (法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法 (明治40年法律第45号) 第96条の6又は独占禁止法 第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 4 乙が前三項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
- 第1項、第2項及び第3項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超える場合において、甲がその超える分の損害を損害金 として請求することを妨げない。

(損害賠償)

第15条 甲は、第12条又は第13条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ない し補償することは要しない。

(表明確約)

第16条 乙は、第12条第2項及び第3項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。 2 乙は、解除対象者を再受任者等としないことを確約する。

(不当介入に関する通報・報告)

第17条 乙は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとともに、達やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(担保責任)

第18条 甲は、第7条の規定により引渡しを受けた後1年以内に契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、契約不適合で ある旨を乙に通知し、修補又は既に支払った契約金額の一部を返還させることができるものとする。

(秘密の保全)

第19条 乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に洩らし又は他の目的に利用してはならない。

(個人情報の取扱い)

第19条の2 乙は、甲から預託された個人情報(生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又 は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と照合すること る個人がに打っていた目が、いっというが一つにより当然国人を認めているが、ことものが、これがあった。 ができ、それにより当該個人を認別できるものを含む。)をいう。)及び特定個人情報(マイナンバー(個人番号)をその内容に含む個人情報をいう。)(以下、「個人情報」という。)については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

- 2 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱わせる業務を再委任等する場合は、事前に甲の承認を得るとともに、本条に定める、甲が乙に 求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該再受任者等も請ずるように求め、かつ当該再受任者等が約定を遵守する よう書面で義務づけなければならない。承認を得た再受任者等の変更及び再受任者等が再々委任等を行う場合についても同様とする(以下、 承認を得た再受任者等を単に「再受任者等」という。)
- 3 乙は、前項の承認を受けようとする場合は、あらかじめ書面により甲の承諾を得なければならない。
- 乙は個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関す る事項を明記しなければならない。
- 5 乙は、個人情報を取り扱う従事者の明確化、従事者に対する監督・教育を行うものとする。

又は解除その他の理由により本契約が終了した後であっても、なおその効力を有する。

- 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合はこの限りでない。
- 甲から預託された個人情報を第三者(前項記載の書面の合意をした再受任者等を除く。)に提供し、又はその内容を知らせること。
- 甲から預託された個人情報について、甲が示した利用目的(特に明示がない場合は本契約の目的)の範囲を超えて使用し、複製し、又は 改変すること。
- 三 特定個人情報を取り扱う業務において、乙(再受任者等があるときは再受任者等を含む。)の事務所、事業場等から外部に特定個人情報
- 7 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱う場合には、責任者及び取扱者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に 関する事項等の必要な事項について定めた書面を甲に提出するとともに、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管 理(再受任者等による管理を含む。)のために必要な措置を講じなければならない。
- 甲は、個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて必要があると認めるときは、所属の職員に、乙(再受任者等があるときは再受任 者等を含む。)の事務所、事業場等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について実地検査等の調査をさせ、乙 に対し必要な指示をさせることができる。
- 乙は、業務の完了又は契約解除等により、甲が預託した個人情報が含まれる紙媒体及び電子媒体(これらの複製を含む。)が不要になっ た場合には、速やかに甲に返却又は破砕、溶解及び焼却等の方法により個人情報を復元困難及び判読不可能な方法により廃棄若しくは消去 し、その旨を書面により甲に報告しなければならない。ただし、甲が別段の指示をしたときは、乙はその指示に従うものとする。
- 10 乙は、甲から預託された個人情報の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に違反する事実を認識した場合には、直ちに自己の費 10 2.16、十分7月前によれた。四人1日かの増入い、成大、対対、小正は方、この70年末には反文 タリティ cacom ひため立ったは、置うに ロンリ 用及び責任において被害の拡大防止等のため必要な措置を請するとともに、甲に当該事実が発生した旨、並びに被害状況、復旧等の措置及び本人(個人情報により識別されることとなる特定の個人)への対応等について直ちに報告しなければならない。また、甲から更なる報告又は 何らかの措置・対応の指示を受けた場合には、乙は当該指示に従うものとする。
- 11 乙は、甲から預託された個人情報以外に、業務に関して自ら収集又は作成した個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平 成15年法律第57号)及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)に基づ いて取り扱うこととし、甲が別段の指示をしたときは当該指示に従うものとする。
- 乙は、乙又は再受任者等の責めに帰すべき事由により、業務に関連する個人情報(甲から預託された個人情報を含む。)の漏えい、滅 失、毀損、不正使用、その他本条に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負う。 13 本条の規定は、本契約又は業務に関連して乙又は再受任者等が甲から預託され、又は自ら取得した個人情報について、業務を完了し、

第20条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させては ならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行会(昭和25年政会第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛 債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が、予算決算及び会計令(昭和22年勅 令第165号)第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第21条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて甲乙協議して解決するものとする。

記名押印・契約書の保管に 関する文書

この契約書の締結の証として、本文書に対し甲乙が署名を行ったものを本システムで保存し、長期に渡って当該契約の成立及び内容を立証す

◆ 契約履行情報設定

項番	履行名称	履行年月日	官署名称	府省等名称	金額 (税抜き)	詳細
1	令和6年度環境影響評価制度最適 化調査業務 [総合評価落札方式]	R06,04,01 ~ R07,03,31	環境省大臣官房	環境省	22,000,000円	詳細
合計(税	抜き)				22,000,000円	

◆ 添付資料設定

項番	資料種別	ファイル名	ファイルコメント	ファイルサイズ
1	契約書関連	仕様書.pdf		260,916byte
2	契約書関連	提案書.pdf		2,739,392byte

◆ 振込先情報設定 🔯

選択

金融機関名	店舗名	口座種別	口座名義(漢字)	口座名義(カナ)	口座番号

本システムについて 🗹 🥏 ご利用にあたって 🗹 👚 関連サイトへのリンク 🗗 ブライバシーポリシー 🗗 サイトマップ 🛭

Copyright © Digital Agency All Rights Reserved.